

The☆すぺしやりすと

CONTENTS



- ☐ 日本の CAP30 周年 公開セミナー&展示
- CAP クロストークオンラインセミナー第 2 回
- ☐ 第 31 回学術集会 ほっかいどう大会
- 資格更新研修
- ☐ 就学前プログラム講座 2025 in 島根
- 企業型保育施設 施設長研修
- ☐ ORANGE WALK 2025 報告とお礼
- 「なんでやねん!」からはじめようフォーラム
- ☐ 編集後記



いつでもどこでも子どもの権利を当たり前！
Sustainable Action for Children's Rights by All (SACRA)

日本の CAP30 周年

子どもの権利を当たり前に！ ～CAP がみてきた 30 年、ウェルビーイングに向けて次のステージへ～

1 月 12 日に、日本の CAP30 周年セミナーとして「子どもの権利を当たり前に！～CAP がみてきた 30 年、ウェルビーイングに向けて次のステージへ～」を東京で開催しました。午前中には、同会場で CAP スペシャリスト研修「おとなワークショップの活かし方」を実施しました。基調講演「日本の子ども虐待の 30 年の取り組みと、これからについて」を中心に当日の会場の様子をお伝えします。

講師の奥山真紀子（前日本子ども虐待防止学会理事長）さんから冒頭で、まず「日本の CAP30 周年おめでとうございます。これからもっと必要になる分野だろうと思いますので、ぜひ日本中で頑張ってくださいと思います。私としては、日本に CAP が入ってきたというお話を聞いたとき、これをやればいいんだと思いましたが、なかなかそうはいかない現実もあったと思います。ですが、ぜひ全国の学校、全国の子どもたちに行き渡るようにぜひお願いしたいと思います。私も何かお役に立てることがあったらと思っています」と、CAP へのエールをいただきました。



奥山さんは、1980 年代に医師として子どもの診療にあたっておられましたが、留学先のアメリカで子ども虐待対応を目の当たりにし、それまでの医学生の時節や医師として関わった子どものなかに、虐待を受けていた子どもが多くいたことを認識されたそうです。留学から帰国した 1989 年から、児童養護施設の子どもの関わるようになり、クリニックでも虐待を受けた子どもとの関わりを始められます。そこでは、「親（代わり）になることをめざすと、結果、親と同じ過ちをするかもしれないので、療育のプロとして関わろう」と仲間たちと意識されていたそうです。

1990 年になると、多職種の民間団体として大阪では「児童虐待防止協会」、翌年に東京では「虐待防止センター」が発足して虐待対応をけん引するようになり、奥山さんも 1994 年に「埼玉子どもを虐待から守る会」を立ち上げられ、同年には日本子ども虐待防止研究会（のちの学会）も発足しました。



こういった流れを受けて、これまで「日本に虐待はない」としていた厚生労働省が 1996 年に「積極的な虐待対応」へと 180 度舵を切り、1999 年に行った死亡事例調査で 11 件 14 事例を確認することになり、青少年問題特別委員会での検討によって、急ぎそれまでの通知を集めた児童虐待防止法が 2001 年に制定されていくことになります。法律の附則には、3 年後の見直しが入ることと、その後何度も見直しされてきました。

2004 年改正では、法律に“人権”という文言が入り、また、疑い時点で通告できることや、国および公共団体の責務、地域ネットワーク（要保護児童対策協議会）の設定などが条文に盛り込まれました。ただ、現場からの“虐待者は保護者に限らない”という指摘は活かされず、「保護者のネグレクト」という定義になり、虐待防止法では親または監護者の虐待（暴力）だけを扱うことになってしまったことが、今現在も変わることなく、後に起こったジャニーズ問題でも“性虐待”として扱われなかったことに、声をあげ続けることが大事だったと振り返っておられます。

2004 年に、国および公共団体の責務として、調査研究を行うことが位置付けられたことによって、重大事例検証が進むことになります。検証によって、日本も海外と同じく虐待死の多くは乳児（1 歳未満）、3 歳未満であり、それらは望まない・計画していない妊娠やしつけのつもりだったことが大きな動機であることがわかりました。また、それらの事例のヒアリングでは、虐待が起きた家庭へのアセスメント、連携の問題と確認の不徹底が浮かびあがりました。

そこで、2007 年改正では、通告を受けた際の目視確認（48 時間）、児童福祉法の改正で特定妊婦の支援が文言化され、親への支援も重要とされていきます。（特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。貧困状態にある、知的・精神的障害などで育児困難が予測される、DV や若年妊娠など）。また、この時期あたりから、研究者によって虐待による子どものアタッチメント形成の影響が語られるようになったり、2008 年には国連から「代替的養育に関する指針」（大舎制から地域小規模施設への移行、里親支援の強化）が出され、虐待された子どもを保護（分離）すれば終わり、ではない認識になっていきます。

2016 年には、児童福祉法が抜本改正されました。その下地となったのは、奥山さんを含む社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の提言です。総則である第一条には「～児童の権利に関する条約の精神にのっとり～」と追記され、ようやく子どもの権利条約を軸にして「子どもの権利」が基盤であることが謳われ、親権の問題も指摘されるようになっていきます。また、第 3 条では、家庭で育つ権利の保障が謳われ、家庭養育（保護者の支援、里親・養子縁組の推進、小規模地域分散化した施設）を優先する流れとなったことで、子ども家庭支援の中心が市区町村に移り、児童相談所が基礎自治体（中核市・特別区）にも設置できるようになりました。

そして、これまでも問題とされた体罰の問題は、目黒や野田の虐待死事件によって大きく動き、2020 年改正で虐待防止法の第 14 条に「体罰禁止」が規定され、民法からも懲戒権がなくなっています。こういった制度の変化のなかで、おもに虐待や社会的養護などの児童福祉分野からの声を上げることを目的として日本財団が、奥山さんを座長とする「子どもの権利を保障する法律および制度に関する研究会」を立ち上げ、「子ども基本法」制定に向けた動きが進んでいきました。

最後に奥山さんから、子どもの権利推進のために、今後の日本の方向性として必要だと考えておられることを伝えていただきました。

制度として、親権の見直し、民法に「こどもの権利」の条文を！

市民として、「人権」と「こどもの権利」を常識に！ そのためには適切な教育を！

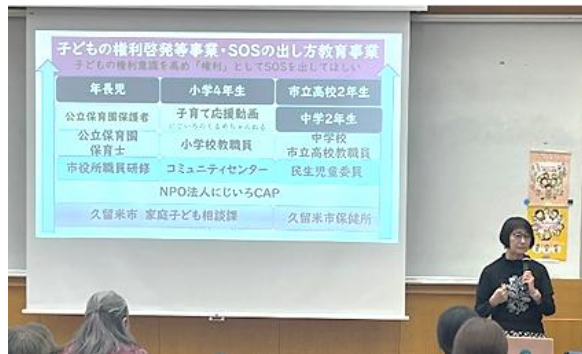
そして、子どもへの資源投資を！

法律は、その文体や言い回しからとても無機質な感じがしますが、奥山さんのお話を通して、事件を含めた現場の発信から真摯に向き合った人が検討した対策が当たり前になるための成果物であり、その循環によって社会が少しずつ変わっていき歴史がつくられていることを感じました。

それに伴う市民の感覚の変化に、間違いなく CAP が一端を担っていると思います。それぞれの場でそれぞれの人が力を発揮し、点を面に、当たり前にしていくことの大切さを感じ、さらに大きな問題になりつつある子どもの生きづらさに対して、CAP はもっと“子どもの権利”を当たり前にするアプローチに尽力していかなければと思っています。

今回のセミナー資料は、登壇者のレジュメだけでなく、日本の CAP30 年を振り返る年表を CAP センター・JAPAN で作成し掲示や配布をしましたので、そちらもご覧ください（別紙）。

現場からの声として、重永侑紀さん（CAP トレーナー）と早川悟司さん（社会福祉法人 子供の家 本部・理事）のお二人に登壇いただき、その後、フロアとの質疑応答の時間を持ちました。紙面の都合上、今後また報告する機会があればと思います。



重永侑紀さん



早川悟司さん



最後に登壇者・役員・トレーナーで記念撮影！

CAP30 周年公開セミナー展示

参加者の皆さんに楽しんでいただけるよう、理事会では写真撮影コーナーとメッセージコーナーを設けました。



また、地域の CAP グループの皆さんにもご参加いただきたいと、12 月にメールマガジンを通して「グループ紹介」作成のお願いをしたところ、24 グループが提出してくださいました。ありがとうございました。

皆さんがさまざまな情報をカラフルに工夫を凝らしてくださった紙面を見て、準備作業をしている事務局も思わず感嘆の声をあげ、力が湧いてくる時間でした。

せっかくの内容をじっくり見ていただきたいので、『The☆すぺしゃりすと』web 版の皆さんには、22 枚を PDF にした URL を共有いたします。



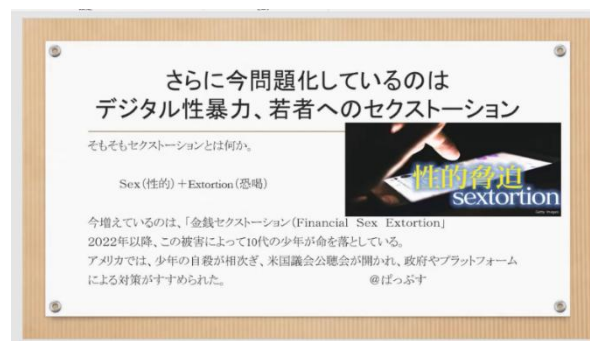
CAP クロストーク

第 2 回「地域の子どもの居場所を考える」に参加して

2025 年 12 月 11 日（木）20:00 から日本の CAP30 周年事業として、CAP クロストーク第 2 回「地域の子どもの居場所を考える」がオンラインで開催されました。

ノンフィクションライター（CCJ 理事）の樋田敦子さん、NPO 法人ひだまりの丘代表の蛸沢光さん、フリーアナウンサー（CCJ 理事）の竹内弘一さんの 3 人が登壇し、それぞれが携わっているフィールドでの子どもの居場所についてお話しされました。

まず、現在の女性と子どもの問題について丁寧な取材され数多くの書籍を執筆されている樋田さんが、各地で居場所を喪失した未成年の少年少女がたむろする現状を話してくれました。学校にも家にも居場所がなく生きづらさと孤独を抱える子どもたちの背景やそれによってセクストーション（*）やオーバードーズ（薬の乱用）やホストとの関わりなど危険と隣り合わせの状態でも仲間とのつながりを求めて居場所を彷徨う様子を詳しく聞くことが出来ました。



*セクストーション:性を意味する「セックス(Sex)」と、脅迫を意味する「エクストーション(Extortion)」を組み合わせた造語。性的な画像や動画を使って相手を脅迫し、金銭などを要求する行為。



に自己選択・決定を保障し、意見は非言語的コミュニケーションも含めて広く捉え見守っていくことを大事に運営されているということでした。

最後は、京都こども宅食プロジェクトにかかわる竹内さんのお話でした。子どもの貧困は、相対的貧困が多く見えない社会問題です。幼児や低学年の子どもの居場所は家庭が主流で、栄養のある食事を家庭へ支援することの重要性を述べられ、アウトリーチの宅配という手段を用いて、食料品や日用品等を対象の方々に届けると同時に、各家庭の困りごとや悩みごとをいち早く見つけ出し、適切な機関や団体に繋げる役割を担っていられるそうです。

伊藤理事長は、今回のテーマの根幹である“多様化する子どもの居場所が、子どもがそこに居てもいいと思えて子どもの視点に立っていること、子どもが地域で自分らしく育つため必要なことを考える”趣旨を大切に、司会進行や質疑応答などに対応されて実りの多いクロストークになったと思いました。

CCJ スタッフ：佐々木興子

日本子ども虐待防止学会

第 31 回学術集会 ほっかいどう大会

2025 年の学術集会は北海道札幌市で 11 月 15・16 日に開催されました。テーマは「こどものしあわせ、みんなのしあわせ～考えよう こどもの権利」で、CCJ はパネル展示を行いました。学会が設置した性虐待ワーキンググループの取り組み報告「わたしたちは、わが国の性虐待、性被害へどのようにとりくんでいくのか」には、CAP トレーナーの徳永桂子さんが登壇されました。

15 日に実施された基調講演「子どもの権利－暴力のない社会を目指して」とその後のシンポジウム、講演「子どもコミッションの役割」の登壇者の発言をまとめて報告します。



<レポート1>

基調講演 子どもの権利－暴力のない社会を目指して

大谷美紀子さん(元国連子どもの権利委員会委員)

子どもの権利の歴史をみると、第一次世界大戦で子どもたちが犠牲になったことへの反省から児童保護の気運が高まり、1924年に国際連盟が「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」を採択したことから始まります。その後、1949年「世界人権宣言」、1959年「子どもの権利宣言」では、いずれも子どもを保護や援助の対象としていましたが、1989年の「子どもの権利条約」は、子どもを保護の対象とすることに加えて、おとなと同じように子どもも権利の主体としました。

子どもが暴力を受けると心身を脅かされるだけでなく、人権を奪われることであり、第19条「暴力から保護（守られる）権利」を侵害されるだけでなく、他の権利も脅かされて、子どもの人生のあらゆることに影響を及ぼします。2011年には、子どもの権利委員会「一般的意見13号：あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」でより丁寧に説明されています。

子どもの権利条約を批准する国として、子どもに関わるすべてのおとなは、

「子どもに対して暴力をふるわない」「子どもを暴力から守る」「子どもが生活する環境から暴力をなくす」ことを心掛けると同時に、「子ども自身が自身の権利を知り、エンパワーされる」ために、「おとなが子どもの権利を知り、子どもを権利の主体として子どもに接する」ことが求められます。子どもが健やかに成長し、その可能性を最大限に開花させ、幸せに生きていくために、暴力・虐待から守られることは、尊厳をもって扱われるべき一人の人間としての子どもの権利であり、その子どもの権利を実現することは国の義務で、子どもに接するすべてのおとなの責任です。子どもの権利を守ることで、ひいてはすべての人が大切にされ暴力のない社会を築くことにつながります。

大会シンポジウム 子どもの権利を考える視点、姿勢を問い直す

企画主旨「子ども虐待（暴力）の本質は、権利を奪われること・力を剥奪されることにある。したがって、子ども虐待（暴力）へのすべての取り組みは子どもが奪われた力を取り戻すことを目標に据えて行われる必要がある」ため、子どもの権利を広く捉え直すための視点の提供として3人が登壇され、最後は大谷さんを含めての質疑応答となりました。

子どもの「声」と子どもの権利

長瀬正子さん(佛教大学社会福祉学部社会福祉学科)

「こども基本法」が施行され、子どもの「声」を聴くことが大きく取り上げられるようになってきたが、きくことそのものに目的があるのではなく、その声を活かし、子どもの利益につなげるために行うことを押さえる必要があります。一般的意見12号では、意見表明・参加の権利は「聴かれる権利」とされ、「子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかを子どもたちが学びうる、継続的プロセス」と示されています。情報共有がなされ、おとなにきかれ、その具体的なやりとりのなかで、子どもの思いは意見として形作られていきます。子ども自身が権利を知り、学ぶという情報共有は、子どもが自分の状況を理解することを助け、自らの環境を変えていこうとする力を支えることになります。



子ども時代のポジティブな体験

山口有紗さん(子どもの虐待防止センター)

子ども時代の逆境的体験(ACEs)が子ども時代を超え、人生全般を通して影響を与えることは広く知られるようになりました(2025年6月にCCJも公開セミナーを実施しThe☆すぺしゃりすと73号に掲載しています)。一方で、子どもたちやその周囲のレジリエンスに関する研究も多く存在し、子ども時代の肯定的な体験(PCEs)や保護的・補償的体験が子どもの権利を保障します。

「養育者と自分の気持ちについて話せると感じる」「家庭が安全であると感じる」「友人の支え」「学校や地域での居場所感」「地域の活動への参加」「趣味」「遊び」「家庭外で自分のことを真剣に考えてくれるおとながいると思える」などは、子ども時代のポジティブ体験として、子どもの権利が日常で保障され、日々の体験として実感している状態です。こうした体験は、逆境的体験に対して保護的に働きますが、他方では逆境のある子どもほど、保護的体験が少ない可能性があることが調査でわかっています。

逆境的体験は急に起こるわけではないので、ポジティブな体験を増やすことができれば、逆境を予防して心身社会的な安定をもたらす、健康的な行動につながり、それが生涯にわたるウェルビーイングにもつながります。

私たちは今、子どもたちを虐待などの逆境から保護するためのさまざまな手立て、あるいは「福祉」と呼ばれているものが、じつは子ども時代のポジティブな体験を奪っていないかどうかを意識する必要があります。

性暴力被害をめぐる

齋藤梓さん(上智大学総合人間科学部心理学科)

性暴力は、子どもを一人の人間としてではなく性的なモノとして扱う深刻な人権侵害です。そのため、性暴力被害後の権利の回復は重要で、それが心の回復にも大切な役割を果たします。私の勤務する被害者支援機関では、心理的支援と刑事手続きへの支援を両輪で行っており、心理療法では自責感が軽減し自己肯定感が得られるようになり、刑事司法プロセスでは、適切な情報が伝えられ、本人が考え望むことを尋ねられ、それを尊重されることで、自分の人生を歩んでいくことができる感覚や、社会は正しいことを認めるという感覚を得ることもつながっていると感じています。ただし、「私が訴えたから、加害者の人生を壊してしまった」と話す子どももあり、子どもたちの意志を大切にすることと、子どもに責任を負わせることは分けて考える(子どもの話を聴いて判断したおとなに責任がある)ことは、明確にしていかなければなりません。

法改正されていっているものの、性的同意に関して「行為の性的意味を認識する能力」を適切に教育がなされていないことを懸念しています。性的自己決定権を育むための知識を子どもに伝えずに、子どもの性的自己決定権を尊重しているというのは矛盾があります。子どもたちの知る権利が尊重されていない社会に大きな問題があると思っています。

<レポート2>

子どもコミッショナーの役割

ニュージーランド(NZ)で子どもコミッショナーとして活動するクレア・アフマドさんが講演されました。

NZの子どもコミッショナーの変遷

1989年、「こども保護法」改正に基づいて子どもコミッショナーが設置されました。初代は小児科医、その後ソーシャルワーカー、社会政策の専門化、医師、判事などが歴任しています。

2003年、「子どもコミッショナー法2003」が制定されます。単独の設置根拠を持ったことで、

公的資金で運営されていますが、政府からは一定の距離を保つ独立性を有しています。政府が子どもやその権利に関して適切な判断を行っているかどうかを独立した立場から監視し、必要に応じて助言を行うなど、まさしく国連子どもの権利委員会による一般的意見第2号に示された内容を体現しています。

2023年には、「こどもコミッショナー法2022」に改正され、複数名の委員による委員会制に移行していましたが、2025年から再び一人の「子どもコミッショナー」が率いる体制へと戻りました。現在、クレア・アフマドさんが子どもコミッショナーとして、Mana Mokopuna（マナ・モコプナ、子どもコミッショナー事務所、モコプナは子どもという意味）で40人のスタッフとともに活動されています。

子どもコミッショナーの権限、原則&職務

①独立アドボケイト

子どもたちの最善の利益と幸福の追求のため、独立した立場から国会の特別委員会に意見書（1年間に40件以上）を、また、子どもとその権利に関する報告書を首相に提出する。とくに先住民マオリの子どもたちの権利について注力している。

②子どもたちの権利の促進と発展

子どもの権利条約に基づき、子どもの権利について人々の理解と意識を高め、日常生活で適用し、前進させるように働きかける。NZの実施状況を国連に定期的に報告する。

③子どもの意見表明を促し、進める

「すべての子どもが自分に影響を及ぼす決定や事柄に参加する権利を有する」ことを保障するための活動を行う。具体的には、子どもたちが自分に関わる決定に参画できるよう促していくこと。子どもの意見に耳を傾けるための最良の実践を示すこと。業務が常に子どもや若者の声に基づいて行われるようにすること。子どもや若者の意見を社会や関係団体と共有し、広く発信すること。

子どもや若者の意見を聴く活動を行う他の組織に対し、支援や助言を提供すること。

④法律に定められたその他の職務及び任務

この包括条項により、その他の暴力的な、または品位を傷つける行為などの予防機関として活動できる。例えば、国が運営する児童保護施設、少年司法施設、児童青年の精神医療施設、知的障がいのある子ども若者のための施設、地域コミュニティや部族が運営する施設、少年が判決前に勾留されている施設などを訪れ、監視活動を行う。こうした場所で、子ども若者本人から直接彼らがどのような体験をしているのか、安全が確保されているか、必要な支援が届いているかを確認し、さらなる被害を防止している。

コミッショナーの具体的な活動

政治的中立性を保ちつつ、政党を超えた合意形成と子どもの権利への確かなコミットメントを促すため、事務所全体で子どもに関係する幅広い政府機関と緊密に連携しています。そして、児童保護と少年司法を担う国家機関、子ども省も含む機関のトップと定期的に会談し、子どもの権利の観点から助言と提言を行います。マオリの部族や若者主体の組織、そして多様な子ども関連

Listen to Us

（私たちの声を聞いてください）

ー2024年、マオリの子どものことば
子どものことに関しては、子ども自身が
何が最良かを知っている。



NGO とも緊密に連携しています。

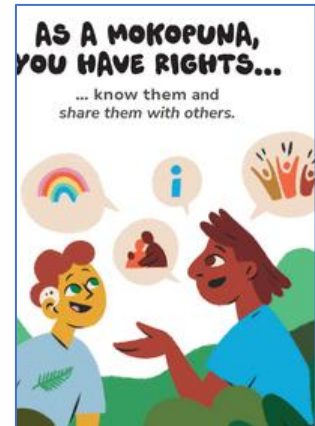
また、子どもたちの声を聴くことに努めて、3つの報告書を作成されました。

- ◆ 「人種差別がなければ NZ はもっとよくなる」
- ◆ 「苦しんでいる人を見たら、すぐさま手を差し伸べて」
- ◆ 「穏やかに話せる場所」

これらの報告書は、人種差別撤廃行動、子ども若者のウェルビーイング戦略、性的暴力を根絶するための国家戦略に影響を与えました。

また、子どもの権利条約子ども版と全文版を作成しています。
子どもたちに手渡すと、いつも嬉しそうに受け取ってくれます。
自分の権利について知り、学びを励まされることは大きなエンパワメントをもたらし、子どもコミッショナーとしてとても重要な仕事です。国連からの総括所見も子ども版を作成し公開しています。

Mana Mokopuna (マナ・モコプナ、子どもコミッショナー事務所)の HP
<https://www.manamokopuna.org.nz/>



ほかに、子どもたち自ら発信する取り組み（はがきの投函）や、子どもたちが思いや意見を語れるよう、学会や地域の集まりでも子どもたちと一緒に登壇して話し合う機会をつくるようにしています。

このことが子どもたちの成長の機会となり、おとなたちも直接子どもの声に触れる機会となるからです。世界各国の子どもコミッショナーと連携も重要です。

「社会が子どもをどのように扱うかは、その社会の思いやりや保護的なやさしさの質だけでなく、正義への感覚、未来への責任、そして次の世代のために人間社会をより良くしていこうとする意志をも映し出すものです」

ハビエル・パレス(子どもの権利条約採択時の国連事務総長)



日本で「こども基本法」が施行されるとき、子どもコミッショナー制度は見送られましたが、折に触れその制度の必要性が叫ばれています。先行した国の取り組みを伺い、CAP 活動をする者としては取り組み自体はとても当たり前のことだと感じましたが、それを制度にして確実に進めていくために、おとなの事情に左右されない独立した機関であることが大事で、おとなの本気度が試されていると感じるお話でした。

資格更新研修報告

「CAP 活動で使える『性』のアレコレ」報告

2025 年度の資格更新研修は、新しいテーマ「CAP 活動で使える『性』のアレコレ」が加わりました。11 月 22 日に第 1 回目が行われましたので、参加者の声も含めて報告します。

子どもへの性暴力については、現役の教職員グループによる盗撮も含む事件の報道が続いたり、こども性暴力防止法の 2026 年 12 月施行に向けて「日本版 DBS」の運用指針案が発表されたりと、

社会的な関心が高まっています。また、学校現場でも文部科学省からの「生命（いのち）の安全教育」全国実施の通知から 3 年目となり、効果的な取り組みを模索する動きがあります。そのような現状から、教職員や保護者＆地域のおとなワークショップで、性暴力をテーマにご依頼が来ることも増えていると思います。さらに公開講座で性暴力をテーマとして取り上げると参加者が増えたという声も聴いています。そこで、次のような流れで研修を組み立てました。

1. 性とは
2. 性暴力について
3. 生命の安全教育と国際セクシュアリティ教育ガイダンス
4. CAP 活動の中で、地域のおとなとして

1. 性とは

みなさんは「性」をどんなイメージでとらえていますか。これは、良い・悪いではありません。ワークショップ・休み時間・トークタイムで子どもやおとなと性に関わる話をするときに、どのような影響を与えるか自覚しておくことが大切なので、自分の中の「性」のイメージと向き合ってみる時間をとりました。無理に話さなくて良いとルール確認をしてブレイクアウトルームで語りあい、さらに国際的な「性」の定義や最近の動きも共有しました。

○感想

「性に関しての自分の感覚やイメージの自覚をする…という作業も、とても大切な事だと思いました。発する言葉以外の佇まいも含めて自分なので、自分の中に偏見などがあると、無意識に否定的なメッセージを人に伝えてしまう危険があるのではないかと心配でした。また、性について言語化し、他の人の言葉も聞く…というのが普段はなかなかする機会がないので、新鮮でした。自分と向き合うきっかけになりました。」

Sexuality 性とは

人間であることの中核的な特質の一つでセックス、ジェンダー、セクシュアル・アイデンティティならびにジェンダー・アイデンティティ、性的指向、エロティシズム、情緒的愛着／愛情、および リプロダクションを含む

世界保健機関（2002）

2. 性暴力について

性暴力は「性」の問題ではなく、「性」を手段とした「暴力」（＝人権侵害）の問題であると確認して、近年の法律の変化のおさらいをしました。そして、おとなワークショップで明日からすぐに使えるアクティビティを体験しました。新しい刑法の定義の元で行われた内閣府の調査を使ってグループワークを行い「子どもたちに CAP ワークショップが必要な理由」を参加者に腑に落としてもらいます。さらに、CAP プログラムが当初から事実に基づいて伝えている「男子」の性被害について、被害者心理も含めて共有しました。

○感想

◆「ちょっとしたワーク、アウトプットを入れていくことで、腑に落ちて学びになりやすいとい

うことを、改めて体感しました。聴いているおとなの当事者感も大切に進めることも学びになりました。」

◆「エビデンスの大切さも実感し改正された法律も含め学び続けていこうと思っています。」

3. 生命の安全教育と国際セクシュアリティ教育ガイダンス

今、「包括的性教育」という言葉が良く聞かれるようになりました。そのきっかけになった国際セクシュアリティ教育ガイダンス（国連の教育機関ユネスコが中心になって作成）の内容や効果的な教育アプローチの検証について触れ、CAP プログラムの有効性を紐解きました。自信を持って、CAP プログラムの提供や「生命の安全教育」のプレゼンにつなげることができるようになりますと思います。

国の方針、文科省の動き

- ・令和2年6月
「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」決定
- ・文部科学省では「**生命（いのち）の安全教育**」モデル事業を令和3年度、令和4年度に実施。
さらに、モデル事業の成果や課題を踏まえ、令和5年度から、全国展開に向けた取組が始まった。

○感想

◆「伝えたい気持ちが逸ると禁止言葉や否定言葉になりがちなので、効果的な伝え方について原点に立ち戻ることを意識させてもらった。」

◆「森の中の一本道」のアクティビティは、肯定的な言葉と否定的な言葉の違いの説明としてわかりやすかった。おとなワークショップで使いたい。」

4. CAP 活動の中で、地域のおとなとして

最後にできることを具体的にグループで考え、全体でも共有し、講師たちも CAP の仲間としてエンパワーされた時間となりました。

CAP トレーナー：徳永桂子

資格更新研修「CAP 活動で使える『性』のアレコレ」を受講して

私は「性」に関することになると学びが足りず、うまく伝えられないと身構えてしまうところがある。性暴力は「性」を使った暴力であることは理解できているが、そのことを自分の言葉でわかりやすく説明できないと感じてしまうため、今回のテーマは期待感を持っての受講となった。実際、話を聞くと意識が変わり、使えるアクティビティもある内容だった。

研修の冒頭では事務局より、2025 年から始まった中期計画やヴィジョン、次世代の地域リーダー育成の「未来アクション」等について説明があった。パワーポイントを見ながらの説明はわかりやすく、事業内容がよく理解できた。

まず始めにグループに分かれ、「性」に関して自由に話す場が設けられた。それぞれが生活の中で、職場で、CAP 活動の中で感じている様々なことをざっくばらんに話すことで、一人一人が持っているイメージや日ごろ感じているモヤモヤ感を意識することができた。グループ内の他の人

の話しを聞くことで自分の「性」のイメージを自覚するだけではなく、「あるある」と共感したり、「そういう風に思っているんだ」という気づきを得たりする時間だった。

「世界性の健康学会」のセクシャル・プレジャー宣言を初めて知り、「性」的な話は恥ずかしいもの、語りづらいというイメージを払拭し、性的なことも大切な私たちの生活の一部であり、権利であると感じることができ、ポジティブに伝えようと思えた。

文部科学省がすすめている「生命（いのち）の安全教育」と CAP をつなげて、おとなワークショップでプレゼンをしたことはないが、活動を広げられる可能性を感じた。グループ内で共有し、効果的なプレゼンを考えていきたい。

また、受講時教えてもらった日本語が持つ特徴を体感する「森の中の一本道」のアクティビティを早速、職場での研修で使ってみたところ、否定的なメッセージは子どもが混乱し、伝えたいことが伝わりづらいということを理解してもらえた。保護者ワークショップでも取り入れていきたいアクティビティであった。

事務局スタッフ：脇千裕

就学前プログラム講座報告

就学前プログラム講座 2025 in 島根

今年度は10月4日（オンライン）・11日と12日は対面講座の3日間、島根県浜田市で行いました。

講座内容としては、

◆1日目

幼児期における CAP の歴史とプログラムの紹介、幼児期の子どもへの暴力の神話と事実、幼児期の子どもの発達についてオンラインで学びます。

◆2日目(対面講座)

幼児期における CAP プログラムの3つのアプローチ、幼児期におけるおとなワークショップ、子どもワークショップの概観と実習。

◆3日目(対面講座)

子どもワークショップの実習、トークタイムの概要と実習です。

グループでの実習がたくさんあるので、他グループの子どもワークのやり方、おとなワークについての情報交換ができました。また、トレーナーが受講者の質問に丁寧に対応し、皆の学びにつながりました。それから、今年大幅にテキストを改訂しました。事務局とトレーナーが夏からオンライン会議やメールで情報交換し、字体も統一し、とてもすっきり見やすくなり開講ギリギリでの完成にこぎつけました。



◆改訂点

- ①講座の流れに沿った「目次」にしました。講座を受けるときにテキストのページが前後に大きく飛ばないように、順序を入れ変えました。
 - ②古いと思われる情報・内容を新しいものに差替えました。アタッチメント理論・発達理論（エリックソンとピアジェ）のボリュームが大幅に増えました。
 - ③たくさんあった配布資料も必要分に絞りました。
 - ④新たに参考資料編を設けました。データが集められて見やすくなりました。
- 内容の充実した、復習にも使いやすいものになったと自負しております。トレーナーのみなさま、ご協力ありがとうございました。

【受講者の感想】

*子どもの発達模擬体験をすることで、子ども達がとても大変な思いをしていたり、気に入ったことを時間を区切られてしまい、途中で終わらなくてはならない残念な気持ちもわかりました。



*模擬体験してみることで、いかに大人目線で幼児期の子どもを見ていたか実感できました。子どもって本当に頑張ってると思いました。

*アタッチメント理論がわかっているようで、あまりわかっていないことに気づきました。

*大人ワークの必要な意味、地域を巻き込むことが大事だとわかった。

*ベーシックと違い、立ちひざで動いたりするので体力も必要だと感じました。

*シナリオを覚えきれていないので、必死でした。

*ロールプレイを繰り返し練習すること、くりかえし仲間と一緒にしたいと思った。

*発達をふまえて行う大切さがわかりました。

*他の方のトークタイムの様子をみせてもらい、声掛けの仕方や対応の仕方がわかったのだからいかしていきたいです。

*就学前プログラムにでかけるのが楽しみになりました。

*いつも質問できる雰囲気があり、疑問に毎回その場で答えていただくことで、整理・理解しながら学ぶことができました。

事務局スタッフ：山田悦子

企業保育園、園長研修報告

全国規模の企業が運営する保育施設の施設長研修を終えて

2025年12月10・11・12日の3日間、「アートチャイルドケア株式会社」から依頼を受けた保育園等の施設長向け研修をCCJ事務局長の長谷さんと一緒に行いました。

この会社は、「アート引越センター株式会社」のグループに属し、2010年に「アートチャイル

ドケア株式会社」として保育事業全般を行う会社として設立されました。現在、北海道から福岡まで全国約 200 ヶ所の保育関連の施設を展開されています。大阪会場・東京会場・オンライン(東北・北海道エリア)と、私たちが移動し、手法も変えながらの 3 日間の研修でした。

この企業の保育理念は「自分らしく生きることのできる子どもを」とあります。私たち CAP が 30 年間目指してきた理念と変わらない理念を持たれています。そんな企業に今、私たちは何を伝えるか、企業は何を欲しているのか、担当者とオンラインで 2 回ほどの打ち合わせを行いながら、内容を検討していきました。



まずは、施設長の皆さんと「こども基本法」、「はじめの 100 ヶ月の育ちビジョン」から「今、国は何を目指しているのか」、「どんな施策」で動こうとしているのか共通認識を持つ事から始めました。子どもが権利の主体者である事、保育園に通う子ども達がまさにはじめの 100 ヶ月の中にいる子であり、人生の土台であり、安心・安全と挑戦の循環の中で育まれていく子ども達である事を改めて確認しました。そのうえで、幼児期の子ども達の脆弱さ・暴力にあいやすさ、幼児期の子どものエンパワメントなど体験を交えて研修を実施しました。その中で感じたことは「子どものウェルビーイング」等が現時点では共通認識を持てていないことを考えると CAP が果たす役割がまだまだあると確信しました。

以下は参加者の皆さんからのお声です。

- ◆幼児期の子どもにとって、おとなの手が想像以上に大きく感じることは初めて知り、安心を与える手の使い方に気を付けなければいけないと思いました。
- ◆子ども達の「いやだ」という言葉に「チクチク言葉だから言わないよ」と伝えていましたが、「いやだ」と伝えられた事は褒め、「教えてくれてありがとう」と、そして何が嫌だったか聞きながら、気持ちに寄り添った活動を行っていきたいと思いました。
- ◆「おとな同士でしないことは、子どもにもしない」や「幼児期の子どもはおとなとは違って、いるが、劣っていない」などの短く覚えやすいフレーズで大事なことを伝えてもらえた。
- ◆きょうだいのことで両親も疲弊しているなど、心の安全装置が私たちに働いていることに、改めて気づかされました。今後も継続して関わっていくケースがあり、丁寧に関わっていきたいと思いました。

全国展開する組織が保育施設長研修を導入するという事は、CAP の種が各地に広がるチャンスを受けるといえる事になります。そして「こどもまんなか社会の実現」に向けて動き出す仲間が増えることにつながっていくと思います。担当者された方は、すべての施設での実施は難しいが、子ども達に届けるための仕組みを考えたいとおっしゃっていました。皆さんのお近くの園での実施が今から待ち遠しいです。

CAP トレーナー：西村説子

連携・啓発事業

ORANGE WALK 2025 報告お礼

昨年 11 月、児童虐待防止に取り組む団体に寄付を届けるイベント「ORANGE WALK 2025(以下 ORANGE WALK)」には、支援団体として CAP センター・JAPAN を選んでご協力を頂き本当にありがとうございました。

参加者 855 名で約 1125 億歩数を歩き、目標の約 55%を達成しました！
去年は、1337 名で目標の 34%をクリアしていたのですが、今回は少ない参加者数だったのに 55%をクリアできました。それぞれの方が一生懸命に歩いてもらえたおかげだと深く感謝しています。

嬉しいご意見として、

- ◆自分にとって何気ないものだった歩数が、意味のあるものになって嬉しかった！
- ◆無理なく自然に参加できるので、家族や友人にも紹介しやすかったです！
- ◆実際に参加してみると、毎日自分の歩数を気にするようになり、今日はもう一駅歩いてみようかなととても健康的な意識が日々持てたことがとても良かった。
等々がありました。



個人的な感想として、minpo アプリでは総合歩数ランキングや本日の歩数ランキングを見ることが出来たので「今日は〇〇さんの頑張りが凄いなあー」とか「あと何歩、歩けば〇位になれるから夕方から歩こうかな」など励む動機づけになっていました。

また、県名が表示されているので「徳島勢はさすがだけど兵庫勢もかなり追い上げているわ」などと勝手に府県名別で見たりもしていました。そして自称 ORANGE WALK 盛り上げ担当スタッフとして、「今日はよく歩いた」と自身を絶賛自画自賛したり、叱咤しながら毎日を頑張ってやっと 11 月を乗り切りました。皆さん本当にお疲れ様でした！

事務局スタッフ：佐々木興子

子どもの権利



「なんでやねん！」からはじめようフォーラム

CCJ が団体事務局をつとめる「子どもの権利条約 関西ネットワーク」は、ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）と共催し 2 月 7 日にフォーラムを開催しました。

午前中の全体会は 90 人近い参加者がテーブルを囲み、同ネットワークが 2019 年に開発した「子どものけんり なんでやねん！すごろく＊」を体験することから始めました。すごろくで遊んだ

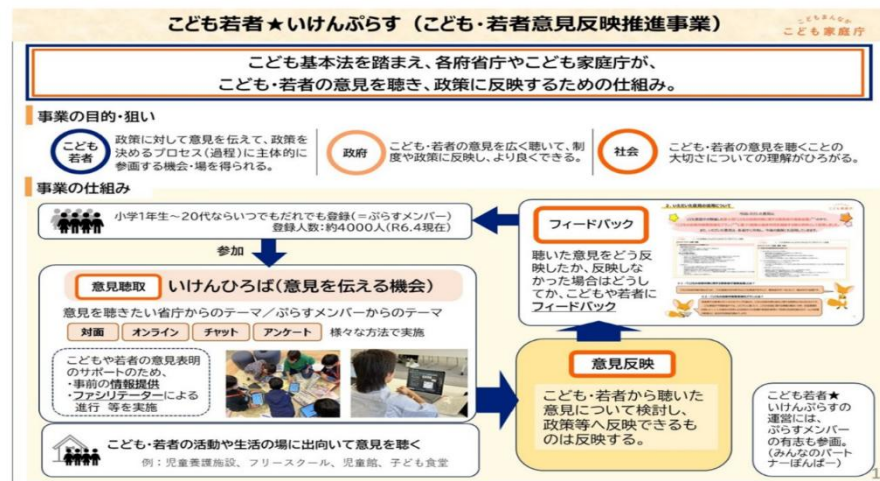
後は、自分の感じている「なんでやねん！」を共有しました。

＊遊びながら子どもの権利条約を学び、子どもの意見表明を後押しするツール。

基調講演

すぐろくで場全体が和んだ後、中原茂仁さん（こども家庭庁長官官房参事官）から基調講演があり、とくに子どもの意見尊重や権利啓発のお話を伺いました。

こども基本法第11条「こども等の意見の反映」の措置として、2024年には日本行政区数1741（1718市町村+23特別区）のうち、全都道府県と市区町村の6割は何らかの子どもの意見を聴く取り組みをし、こども家庭庁も「こども若者★いけんぷらす」を実施しています。「こども若者★いけんぷらす」は登録した子ども若者に【意見聴取】⇒【意見反映】⇒【フィードバック】する仕組みで、2024年は意見を聴きたい省庁の22テーマに対して延べ約1,900人が回答しました。【フィードバック】が大事と考えておられ、聴いた意見をどう反映したか、反映しなかった場合はどうしてかを必ずリアクションします。



また、こども家庭庁はこども若者の意見を反映するため自治体向けに「こども意見ファシリテーター養成講座」を実施し、意見聴取や意見反映のサポートを行っていますが、これまで年間8自治体程度だったものを、きちんと意見反映ができるように加速していきたいとのことでした。

子どもの権利の周知・啓発については、こども家庭庁ホームページからリーフレットがダウンロードできるようになっていますが、ユニセフと協働して「こどものけんりプロジェクト＊」も実施しています。＊こどものけんりプロジェクトホームページ <https://www.unicef.or.jp/kodoken/>

ジーンとケーンというキャラクターが案内役になり、こどものけんりを学べます。また、NHKのEテレでは「アイラブミー」というアニメーション番組が放映中です。

また、文科省では10年ごとの学習指導要領等の改訂が行われるタイミングなので、こども家庭庁も意見交換しています。その検討を行う中央教育審議会は、生徒会や学校運営にもっと子どもの意見を聴く必要があるとの方針を立て、特別活動に対するワーキンググループが設置しました。学習指導要領等の改訂スケジュール（イメージ）

https://www.mext.go.jp/content/20251216-mxt_koukou02-000046228_08.pdf

そして、こどもまんなか社会を実現するために、様々な団体が分野横断的につながる全国ネットワークが必要とのことから、『こどもまんなか社会実現プラットフォーム』が2025年11月にキックオフしました。団体同士が知識や情報を共有して学び合い、連携して活動の質や幅を広げることが期待され、こども家庭庁からの政策についての情報も受け取ることができます。CCJもこのプラットフォームに登録する予定をしており、CAPグループの皆さんにも情報提供していきたい

と考えています。

中原さんのお話の後、関西の市民団体で活動する二人（田中文子さん、北野真由美さん）とのトークセッションや会場からの質問やり取りが行われました。

チャイルドセーフガーディング

今回、「子どもを危険から守るための組織の安全基準」となるチャイルドセーフガーディングを意識して運営しました。日本でも NPO/NGO が取り組みを進めています。フォーラムのグランドルール「自分を大切にする場」「あなたを大切にする場」「みんなで楽しむ場」を達成するために、たとえ無意識であったとしても、子どもを傷つける行為は見逃せません。写真撮影や SNS 投稿もそれに関連して明確なお願い（ルール）を共有することで、誰にとっても安心・安全な場づくりを心掛けました。

【チャイルドセーフガーディングに関する展示】



午後からは2つの分科会と、ユース企画が行われました。

ユース企画では、若者7人が感じる「なんでやねん！」が共有され、こども家庭庁の中原さんと深めていくセッションでした。なかでも「高校生やのにすごいねって言われる」「若いから…ということばでいろんなことを片付けられる」というなんでやねん！は、その理由として「一人ひとり違うのに、子ども若者という枠でくくられて、一人の人として認めてられていない気がする」「相手はほめているつもりかもしれないけれど、モヤモヤする」という話でした。

会場で言葉こそ共有されませんでしたでしたが、これはまさしく“マイクロアグレッション”（無意識の差別）の問題です。この場合は子どもをマイノリティ（おとながジョリティ）の存在として、このまま放置することで社会的な不平等が維持されてしまうことにつながります。個人の問題ではなく、まさに社会の問題です。

終日たっぷり、子どもの権利について考える機会になりました。トークセッションで話題に上がった学習指導要領の改訂により、特別活動で子どもの意見表明を推進する方向であるという話は歓迎しますが、特別活動は子どもの生活の一面にしかすぎません。子どもの自死や自死数の増加を考えると、子どもの命を守るために子ども自身が生きていていいと思える環境が必要で、CAPが言う「あなたは権利をもった大切な人」というメッセージをもっと周知していかなければならないと思いました。

こども基本法をもとに地域でどのような施策が進められているかは、ぜひ CAP スペシャリストの皆さんにも日頃から意識して、行政のホームページなどをご覧いただければと思います。

【パネル展示(子どもの権利について、活動紹介)】

左から、えんぱわめん堺/ES(堺 CAP プロジェクト、KARALIN(CAP やお)、CAP センター・JAPAN



編集後記

昨年 11 月に私の時間を大きく割いた ORANGE WALK が終わり、ほっとしたのもつかの間、年間読書冊数が目標に届いていないことが分かり 12 月は読書に明け暮れました。年末掃除を後回しにして読書時間を確保したので何とか無事目標達成となりました。そのため年始めから大掃除が大変でした…💧

それでも、作家の物語に引き込まれることが癒しとなり、良い本を読み終わると訪れる読後ロス。たまりません！2026 年も沢山の余韻溢れる読後ロスに悩まされたい！



The★すぺしゃりすと第 75 号 (web 版)

発行者：認定 NPO 法人 CAP センター・JAPAN

発行日：2026 年 2 月 10 日

編集者：佐々木興子・長澤雅江・長谷有美子